

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧【行政委員会事務局監査第一課】 6
- 平成 3 0 年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会推進課】 7
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 4 8
- 特定地域型保育事業者の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 4 9
- 特定地域型保育事業者の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 5 0
- 徴収事務及び支出事務の委託【保健福祉局健康医療部第 2 夜間・休日急患センター】 5 1
- 徴収事務の委託【建設局公園緑地部公園管理課】 5 2
- 北九州広域都市計画特別用途地区の変更【建築都市局計画部都市計画課】 5 3
- 北九州広域都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】 5 4
- 建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定【建築都市局指導部建築審査課】 5 6
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 5 9
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 6 0
- 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 2 5 トンである道路の指定【建設局総務部管理課】 6 1

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 6 2

- 北九州市都市計画マスタープランの改定【建築都市局計画部都市計画課】 6 3
- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】 6 4
- 都市公園の廃止【建設局公園緑地部公園管理課】 6 5
- 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 6 6
- 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】 6 7

◇ 訓 令

- 北九州市守衛服務規程を廃止する訓令【総務局総務部総務課】 6 8

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 6 9
- 北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 7 3
- 北九州市上下水道局庁内管理規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 7 4
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 7 5
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 7 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局下水道部施設課】 7 7

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局庁内管理規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 8 5

◇ 病 院 局

- 北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 8 6

- 北九州市病院局事務専決規程及び北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程【病院局経営課】 8 7
- 北九州市病院局庁内管理規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 8 9

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程【産業経済局公営企業設置準備室】 9 0
- 北九州市競輪競艇整備基金条例施行規程【産業経済局公営企業設置準備室】 9 4
- 北九州市公営競技局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 9 5
- 北九州市公営競技局統計事務規程【産業経済局公営企業設置準備室】 9 6
- 北九州市公営競技局契約規程【産業経済局公営企業設置準備室】 9 7
- 北九州市公営競技局文書管理規程【産業経済局公営企業設置準備室】 9 8
- 北九州市公営競技局公印規程【産業経済局公営企業設置準備室】 9 9
- 北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 0 5
- 北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 0 7
- 北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 0 9
- 北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 1 1
- 北九州市公営競技局長代理規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 1 3
- 北九州市公営競技局庁内管理規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 1 4
- 北九州市公営競技局職員証に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 1 5
- 北九州市公営競技局職員の名札着用に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 1 6
- 北九州市公営競技局職員の被服の貸与に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 1 7

- 北九州市公営競技局職員の職名等に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 1 8
- 北九州市公営競技局職員の人事評価に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 1 9
- 北九州市公営競技局職員の在籍専従許可の手続等に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 2 0
- 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に伴う北九州市公営競技局職員の特別休暇の特例に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 2 1
- 北九州市公営競技局職員の見舞金の支給に関する規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 2 2
- 北九州市公営競技局事務専決規程【産業経済局公営企業設置準備室】 1 2 3

◇ 市 議 会

- 北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程【市議会事務局総務課】 1 3 1

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 1 3 2
- 北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 1 3 3
- 北九州市教育機関庁内管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部学事課】 1 3 4
- 北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則及び北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 1 3 5
- 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 1 3 6
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 1 3 7
- 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 1 4 0
- 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 1 4 1

◇ 人事委員会

- 北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】

1 4 2

北九州市告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成30年3月30日から同年5月1日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市行政委員会事務局監査第一課において閲覧に供する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第95号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成30年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

北九州市長 北橋健治

平成30年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出される一般廃棄物
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）及び発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ（特定家庭用機器廃	事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、許可業

棄物並びに 事業活動に 伴って排出 される資源 化可能な紙 くず及び木 くずを除く 。)	者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者 又は排出者自らが収集運搬するもの
---	---

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
許可業者処理 ごみ	別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであって、許可業者により焼却されるもの 家庭から排出される蛍光管、一次電池、水銀体温計及び水銀血圧計で、許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出される家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で許可業者により再資源化されるもの 家庭及び事業所から排出される紙くず、木くず及び繊維くずで許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出されるかん、びん及びペットボトルであって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんであって許可業者により再資源化されるもの 事業所から排出される食品廃棄物であって許可業者により再資源化されるもの
リサイクル法 又は広域認定 制度により資 源化するもの	家庭から排出される使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。） 特定家庭用機器廃棄物 家庭から排出されるプラスチック製容器包装 家庭から排出されるパーソナルコンピューター、二輪自動車及びFRP船

注 使用済小型電子機器等とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促

進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。

ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
特定家庭用機器廃棄物	家庭から排出される又は事業活動に伴って排出されるユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される水銀使用廃製品（蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計及び水銀温度計に限る。以下同じ。） 家庭から排出されるプラスチック製容器包装

(2) し尿

区分	廃棄物の内容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	206,800 t
	自己搬入ごみ	161,000 t

	許可業者処理ごみ	18,300 t
	動物の死体	6,000 個
し尿	市収集し尿	7,000 k l
	自己搬入し尿	9,000 k l
浄化槽汚泥		20,000 k l

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

3 処理計画

北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量・資源化と適正処理の取組みを行う。

(1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

ア 排出抑制・再使用・再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物（市長が別に定めるものを除く。）の収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。

また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の 3R の促進

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施や、コンポストの用途拡大に取り組む。また、「食品ロス」の削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循

環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量及び資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。

また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化及び資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみ減量化・適正排出に向けた指導及び啓発
- b 市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量・リサイクルの促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化及び資源化の促進
- e 事業所から排出されるごみの組成調査
- f 市役所内から排出されるごみの減量化及び資源化の徹底
- g 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量・資源化の促進

(ケ) ごみの減量・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
- b 「出前講演」の実施
- c ホームページの活用
- d 環境情報誌「ていたんプレス」の発行
- e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- f 市民リサイクル啓発用映像の活用
- g 「北九州市の環境」の発行
- h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ

- i 北九州市 3 R 活動推進表彰の実施
- j 家庭ごみステーションにおける排出指導・啓発及び地域の取組み支援の実施
- k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10,500 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7,100 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	250 t
資源化物のうち、水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。	80 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	120 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	6 t
粗大ごみのうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	140 t
家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	24,200 t
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	160 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	6 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度）	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九	390 t

州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 12,300 t メタル 2,500 t
日明工場（粗大ごみ資源化センター）に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	670 t
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	300 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	340 t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	13,200 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	3,400 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	1,200 t

注 ペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

ウ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
新門司工場	市	紙パック及びトレイ	門司区新門司三丁目79番地	ストックヤード	
日明工場（粗大ごみ資源化		鉄	小倉北区西港町9番地の2	クロスベルト角型電磁式	6 t / 1時間

センター)					
日明かんびん資源化センター	市	かん、びん及びペットボトル	小倉北区西港町9番地の2	アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型電磁式 びん及びペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	52.5 / 5時間
		紙パック及びトレイ	小倉北区西港町9番地の2	ストックヤード	
本城かんびん資源化センター	市	かん、びん及びペットボトル	八幡西区洞北町7番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り下げ方式 びん及びペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	63t / 5時間
		紙パック及びトレイ	八幡西区洞北町7番10号	ストックヤード	
北九州市プラスチック資源化セン	市	プラスチック製容器包装	小倉北区西港町8番13号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア式	60t / 12時間

ター					
木材開発株式会社の施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目3番2号	ハンマー式	120t / 8時間
ホクザイ運輸株式会社の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉北区西港町7番地の32、33、34、35及び42	ハンマー式	700t / 8時間
梅崎礦業株式会社の施設	許可業者	廃木材	門司区新門司三丁目67番16号	回転ナイフ式	18t / 8時間
株式会社金田商店の施設	許可業者	廃木材	門司区新門司三丁目67番61	一軸破碎機 (自走式) 二軸破碎機 (自走式)	179.9t / 8時間
株式会社守恒造園建設の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉南区大字堀越483番地の1及び510番地の1	回転ナイフ式	4t / 8時間
株式会社野原商会の施設	許可業者	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司三丁目25番	二軸破碎機 一軸破碎機 圧縮梱包機	42.9t / 5時間
株式会社野原商会の施設	許可業者	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司三丁目52番	二軸式破碎機 圧縮梱包機	114.7t / 5時間

株式会社 坪井 商店の 施設	許可 業者	紙くず	小倉北区 高浜二丁 目121 番6	油圧プレス式	100t / 8時間
北九資 源株式 会社の 施設	許可 業者	紙くず	小倉北区 青葉一丁 目2番7 号	油圧プレス式	60t / 5 時間
株式会 社ジェ イ・リ ライツ の施設	許可 業者	蛍光管 一次電池 水銀体温 計 水銀血圧 計	若松区響 町一丁目 62番地 の17	湿式二軸せん断破 砕機 乾式スクルー型 破砕機 ハンマー式	23.9t / 12時間
九州メ タル株 式会社 の施設	許可 業者	特定家庭 用機器廃 棄物（電 気冷蔵庫 及び電気 冷凍庫を 除く。） 使用済F RP船 使用済パ ーソナル コンピュ ーター 使用済自 動二輪車 小型家電	小倉北区 西港町6 2番4	破砕機 選別機 磁選機 ふるい機	296.1 t / 5時間
西日本 家電リ サイクル 株式	許可 業者	特定家庭 用機器廃 棄物	若松区響 町一丁目 62番	破砕機 選別機 磁選機 減容機	281.6 t / 24時 間

会社の施設					
株式会社リサイクルテックの施設	許可業者	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	若松区響町一丁目62番地の13及び14	縦型一軸せん断式油圧プレス式	36t / 24時間
九州製紙株式会社の施設	許可業者	紙	八幡東区大字前田2142番地の1	パルパー	135t / 24時間
株式会社西日本ペーパーサイクルの施設	許可業者	紙	若松区響町一丁目62番地	横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式	90.1t / 5時間
株式会社丸清の施設	許可業者	紙	若松区南二島四丁目2番18号	油圧プレス式	102t / 5時間
有限会社KARSの施設	許可業者	かん、びん、ペットボトル及び紙コップ	若松区響町一丁目62番地の19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式	96t / 24時間

西日本 ペット ボトル リサイ クル株 式会社 の施設	許可 業者	ペットボ トル	若松区響 町一丁目 62番	フレーク処理 ペレット処理	89.5 t ／24時間
新日鐵 住金株 式会社 の施設	許可 業者	プラスチ ック製容 器包装	八幡東区 大字前田 2145 の2	破碎機 選別機 減容成形機	216 t / 24時間
三菱マ テリア ル株式 会社の 施設	許可 業者	焼却灰	八幡西区 洞南町1 番1号	水洗設備 ロータリーキルン 式焼成炉	120 t / 24時間
北九州 アッシ ュリサ イクル システ ムズ株 式会社 の施設	許可 業者	ばいじん	戸畑区牧 山海岸2 番1及び 牧山五丁 目192 1番1	水洗設備 ロータリーキルン 式乾燥炉	116 t / 24時間
日本磁 力選鉱 株式會 社の施 設	許可 業者	小型家電	若松区響 町一丁目 79番地 の4、5 、6、7 、8及び 9	回転式破碎 磁力選別 ふるい選別	42.5 t ／5時間
山光金 属株式 会社の	許可 業者	小型家電 紙	若松区響 町一丁目 13番4	二軸破碎機 シュレッダー 分級選別	69.9 t ／5時間

施設					
楽しい株式会社	許可業者	食品廃棄物	若松区向洋町10番1	粉碎機 脱水機	4.5 t / 24時間

エ リサイクルの推進、地域全体のゼロ・エミッションの実現及び循環型社会構築に資するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に基づき、本市が承諾した場合に広域的な受入れ処理を行うことができる再資源化施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
日明かんばん資源化センター	市	ペットボトル	小倉北区西港町9番地の2	ペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	52.5 t / 5時間
本城かんばん資源化センター	市	ペットボトル	八幡西区洞北町7番10号	ペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	63 t / 5 時間
北九州市プラスチック資源化センター	市	プラスチック製容器包装	小倉北区西港町8番13号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア式	60 t / 1 2時間
木材開発株式会社の施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目3番2号	ハンマー式	120 t / 8時間
ホクザイ運輸株式会社	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉北区西港町7番地の	ハンマー式	700 t / 8時間

社の施設			32、33、34、35及び42		
株式会社ジェイ・ライツの施設	許可業者	蛍光管 一次電池 水銀体温計 水銀血圧計	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破砕機 乾式スクリー型破砕機 ハンマー式	23.9 / 12時間
株式会社リサイクルテックの施設	許可業者	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	若松区響町一丁目62番地の13及び14	縦型一軸せん断式油圧プレス式	36t / 24時間
有限会社KARSの施設	許可業者	かん、びん、ペットボトル及び紙コップ	若松区響町一丁目62番地19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式	96t / 24時間
九州製紙株式会社の施設	許可業者	紙	八幡東区大字前田2142番地の1	パルパー	135t / 24時間
三菱マテリアル株式	許可業者	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120t / 24時間

会社の施設					
北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社の施設	許可業者	ばいじん	戸畑区牧山海岸2番1及び牧山五丁目1921番1	水洗設備 ロータリーキルン式乾燥炉	116t / 24時間

(2) 持ち出し、収集運搬の方法等及び量

ア ごみ

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	持ち出し及び収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
家庭ごみ	市	市全域	週2回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の家庭ごみステーションに持ち出す。 ※ふれあい収集にあっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分ま	180,000t	焼却

				でに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。		
資源 化物 (かん及びびんに限る。)	市	市全域	週 1 回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。 ※ふれあい収集にあつては、週 1 回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。	8, 200 t	選別処理の後再資源化
資源 化物 (ペットボト)	市	市全域	週 1 回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の	2, 300 t	選別処理の後再資源化

ルに限る。)				午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。 ※ふれあい収集にあっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。		
資源化物（プラスチック製容器包装に限る。)	市	市全域	週1回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。 ※ふれあい収集にあっては、週1回戸別	7, 100 t	選別処理の後再資源化

				収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。		
資源化物 (紙パック及びトレイに限る。)	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	250 t	選別処理の後再資源化
資源化物 (小物金属に限る。)	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	120 t	再資源化
資源化物 (水銀使用廃)	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、蛍光管又は水銀使用廃製	80 t	再資源化

製品に限る。)				品（蛍光管を除く。）ごとに設置する回収拠点の回収ボックスに投入等する。		
資源化物（小型家電に限る。）	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	6 t	再資源化
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	市	市全域	月1回（ただし、引越ごみについては必要に応じてその都度、馬島及び藍島については年6回	戸別収集方式（馬島及び藍島については、ステーション方式）により収集する。 （1）一般収集にあつては、排出者は、一般収集の処理手数料に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に	3,600 t	(1) 焼却 (2) 破砕し、鉄類を回収した後焼却 (3) 小型家電の一部を選別し、再資源化

)	<p>分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出す。</p> <p>(2) 特別収集にあつては、排出者は、特別収集に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、市に引き渡す。</p>		
動物の死体	市、排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	6,000個	焼却

その他	市	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	5, 100 t	(1) 焼却 (2) かん、びん及びペットボトルを選別処理の後再資源化 (3) 破碎し鉄類を回収した後焼却 (4) 埋立て
自己搬入ごみ（特定家庭用機器廃棄物並びに	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	161, 000 t	(1) 焼却 (2) 破碎し、鉄類を回収した後焼却

<p>事業活動に伴って排出される資源化可能な紙くず及び木くずを除く。)</p>						<p>(3) 埋立て</p>
<p>許可業者処理ごみ（別に定める処理区域で排出される可燃性のごみに限る。)</p>	<p>排出者及び許可業者</p>	<p>別に定める区域</p>	<p>必要に応じてその都度</p>	<p>飛散流出しない方法</p>	<p>460 t</p>	<p>(1) 廃木材及びせん定枝については、チップ化により再資源化 (2) その他のものに</p>

						ついでには、焼却
許可業者処理ごみ（廃木材及びせん定枝に限る。）	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	13,200 t	再資源化
許可業者処理ごみ（紙に限る。）	市、排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	3,400 t	再資源化
許可業者処理ごみ（食品廃棄物に限る。）	許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	1,200 t	再資源化

注1 家庭ごみの持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
大袋	高密度 ポリエチレン	45L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（大） その他市長が指定する文字等	市
中袋	高密度 ポリエチレン	30L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（中） その他市長が指定する文字等	市
小袋	高密度 ポリエチレン	20L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（小） その他市長が指定する文字等	市
特小袋	高密度 ポリエチレン	10L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（特小） その他市長が指定する文字等	市

注2 資源化物（市長が別に定めたものを除く。）の持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
かん・びん用	高密度 ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市かん・びん用指定袋 その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用（大袋）	高密度 ポリエチレン	45L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋（大） その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用（小袋）	高密度 ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋（小） その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用（大袋）	高密度 ポリエチレン	45L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（大） その他市長が指定する文字等	市

)				
プラスチック製容器包装用(小袋)	高密度ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋(小) その他市長が指定する文字等	市

注3 家庭ごみ及び資源化物(かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。)の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)の収集日については、排出者に別途周知する。

注4 ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次の各号のいずれかで構成される世帯

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第48号)第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者

注5 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

区分	説明
一般収集	粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集すること。
特別収集	次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。

注6 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者

知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

注7 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

- (1) 人手（3人）により持ち出すことができない物
- (2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

注8 収集運搬業については、現状の体制で市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。

注9 許可業者処理ごみ（紙に限る。）において、市が収集する物

- (1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック
- (2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び特別支援学校から排出される機密古紙

イ し尿・浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬及び処分方法及び量

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
市収集し尿	市	市全域	おおむね20日に1回	バキューム車による。	7,000k l	中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理
自己搬入し尿	排出者	市全域	必要に応じて	バキューム車	9,000k l	中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消

			その 都度	によ る。		化処理
浄化 槽汚 泥	許可 業者	市全域	必要 に応 じて その 都度	バキ ュー ム車 によ る。	20,000 k l	中継施設へ投入 後、浄化センターへ圧送し、消 化処理

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、市及び許可業者が収集する。

(イ) 中継施設の概要

施設名	所在地	浄化センターへの圧 送能力
西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	250k l / 日
皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	500k l / 日

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

施設名	処理す る者	処理 区分	所在地	処理方式	処理能力
日明工 場（粗 大ごみ 資源化 センタ ー）	市	破砕	小倉北区西 港町96番 地の2	横型回転式及び せん断式	横型回転式 150t / 5 時間 せん断式 50t / 5時 間
新門司 工場	市	焼却	門司区新門 司三丁目7 9番地	シャフト炉式ガ ス化熔融炉	720t / 2 4時間
日明工 場	市	焼却	小倉北区西 港町96番 地の2	連続燃焼式	600t / 2 4時間
皇后崎 工場	市	焼却	八幡西区夕 原町2番1 号	連続燃焼式	810t / 2 4時間

株式会社 新菱 の施設	許可業 者	焼却	八幡西区黒 崎城石1番 1号	ロータリーキル ン方式	60 t / 24 時間
光和精 鉱株式 会社の 施設	許可業 者	焼却	戸畑区大字 中原46番 93	ロータリーキル ン方式	廃プラスチック類 64.4 t / 24時間 紙くず 112 t / 2 4時間 木くず 128 t / 2 4時間 繊維くず 112 t / 2 4時間
新門司 工場	市	選別	門司区新門 司三丁目7 9番地	ストックヤード	
日明か んびん 資源化 センタ ー	市	選別	小倉北区西 港町96番 地の2	アルミ缶の選別 永久磁石回転 プーリー式 スチール缶の選 別 クロスベルト 角型電磁式 びん及びペット ボトルの手選別 直線ベルトコ ンベア式	52.5 t / 5時間
				紙パック及びトレイの選別 ストックヤード	

本城か んびん 資源化 センタ ー	市	選別	八幡西区洞 北町7番1 0号	アルミ缶の選別 永久磁石回転 プーリー式 スチール缶の選 別 電磁永磁併用 吊り下げ方式 びん及びペット ボトルの手選別 直線ベルトコ ンベア式	63t / 5時 間
				紙パック及びトレイの選別 ストックヤード	
北九州 市プラ スチック資源 化セン ター	市	選別	小倉北区西 港町86番 13号	揺動式ふるい 直線ベルトコ ンベア式	60t / 12 時間

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破碎

区分	処理する量
市収集ごみ	2,600t
自己搬入ごみ	8,600t
計	11,200t

注 市収集ごみは、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市の粗大ごみを搬入する。

b 焼却

区分	処理する量
市収集ごみ	189,000t
自己搬入ごみ	150,000t
計	339,000t

許可業者処理ごみ	500 t
動物の死体	6,000 個

注 破碎後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の可燃ごみを搬入する。また、平成29年7月九州北部豪雨の災害廃棄物について、発生元の地方公共団体から北九州市に処理の要請があり、北九州市又は許可業者の施設で処理が可能であると判断できる場合は当該廃棄物を処理する。

c 選別

区分	処理する量
市収集資源化物	17,850 t

備考 上記以外に直方市の資源化物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）を搬入する。

(イ) し尿

区分	処理する量
市収集し尿	7,000 k l
自己搬入し尿	9,000 k l
計	16,000 k l

注 全量を浄化センターで消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

処分場名	響灘西地区廃棄物処分場
処理する者	市
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	371,150 m ²
全体容量	4,571,000 m ³
埋立区域	2 区画
埋立方法	浮棧橋等による埋立て整地

(イ) 処分する量

区分	処理する量
市収集ごみ	2,900 t

自己搬入ごみ	2, 200 t
焼却灰	60, 000 t
計	65, 100 t

別表 町ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック 製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、		木曜日

	新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町		
小倉北区	青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、豎林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目及び緑ヶ丘三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、豎町一丁目、豎町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町		金曜日

	<p>浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>
	<p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p>		<p>木曜日</p>
<p>小倉南区</p>	<p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二丁目</p>	<p>月曜日及び木曜日</p>	<p>火曜日</p>

目、若園三丁目、若園四丁目及び若園五丁目

石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、大字頂吉、隠蓑、大字隠蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、

金曜日

	山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一部）、波打町、西小石町、原町、東小石町、深町一丁目（一部）及び深町二丁目（一部）		金曜日

	<p>青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋二丁目、塩屋三丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひびきの、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>
	<p>赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町</p>		<p>木曜日</p>
<p>八幡東区</p>	<p>河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町</p>	<p>月曜日及び木曜日</p>	<p>金曜日</p>
	<p>大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>

	<p>荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町</p>		木曜日
八幡西区	<p>相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、</p>	月曜日及び木曜日	火曜日

町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目

大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三丁目

金曜日

	<p>池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町</p>	火曜日及び金曜日	月曜日
	<p>楠橋南三丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目</p>		木曜日
戸畑区	<p>牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>浅生一丁目、浅生二丁目（一部）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞘ヶ谷</p>		金曜日

町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目		
旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞘ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目	火曜日及び金曜日	木曜日

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
戸畑総合病院	北九州市戸畑区福柳木一丁目3番33号	平成30年4月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
すずらん薬局浅川台店	北九州市八幡西区浅川台一丁目1番21号	平成30年4月1日

3 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
年長者の里訪問看護ステーション	北九州市八幡東区大蔵三丁目2番1号	平成30年4月1日

北九州市告示第97号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定により特定地域型保育事業者の確認を行ったので、同法第53条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
小規模保育園 コパン	小規模 保育事 業	北九州市小倉南 区中曽根五丁目 2番48号	学校法人育徳 学園	平成30年 4月1日
みつばち保育 園YOSHIDA	小規模 保育事 業	北九州市小倉南 区上吉田一丁目 7番13号2階	蜂谷 将邦	平成30年 4月1日
ひびきのゆめ 保育園	小規模 保育事 業	北九州市若松区 大字小敷110 番地3（学研北 部地区143街 区1-1）	株式会社志道 館	平成30年 4月1日
もりのなかま 保育園二島園	小規模 保育事 業	北九州市若松区 二島一丁目1番 38号	株式会社L a t e r a l K i d s	平成30年 4月1日
愛真保育園	小規模 保育事 業	北九州市八幡西 区日吉台一丁目 1番25号	学校法人折尾 愛真学園	平成30年 4月1日
おひらき・ち いさいお家保 育園	小規模 保育事 業	北九州市八幡西 区御開三丁目4 010番138	社会福祉法人 グリーンコー プ	平成30年 4月1日
ニチイキッズ 黒崎駅前保育 園	小規模 保育事 業	北九州市八幡西 区黒崎一丁目1 番1号クロサキ メイト2階	株式会社ニチ イ学館	平成30年 4月1日
にじいろのは な保育園	小規模 保育事 業	北九州市八幡西 区八千代町3番 16号	株式会社ハピ クロ	平成30年 4月1日
もやいのおう ち保育園	小規模 保育事 業	北九州市八幡西 区鉄王二丁目2 番43号	社会福祉法人 もやい聖友会	平成30年 4月1日
さわやかくき のうみ保育園	事業所 内保育 事業	北九州市若松区 くきのうみ中央 2番1号	株式会社さわ やか倶楽部	平成30年 4月1日

北九州市告示第98号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により特定地域型保育事業者の確認の辞退の申出があったので、同法第53条第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認辞退年月日
きつずこくら みなみ小規模 保育園	小規模 保育事 業	北九州市小倉南 区南方三丁目2 3番105号	学校法人こど も園きつずこ くらみなみ	平成30年 3月31日

北九州市告示第 99 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立第 2 夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の徴収事務及び支出事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、帆柱公園駐車施設における立体駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社	北九州市小倉南区湯川二丁目9番22号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

特別用途地区

2 都市計画の名称及び変更に係る土地の区域

名 称	区 域
特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（桃園地区）	八幡東区桃園三丁目の全部並びに桃園二丁目及び桃園四丁目の各一部

3 変更の期日

平成30年4月1日

4 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、北九州広域都市計画を変更したので、次のとおり告示し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
泉ヶ浦二丁目地区地区計画	北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目地内
曲里地区地区計画	北九州市八幡西区東曲里町及び西曲里町地内
青葉台サイエンスパーク地区計画	北九州市若松区青葉台西六丁目地内
東田東部地区地区計画	北九州市八幡東区枝光二丁目及び東田四丁目地内
東田西部地区地区計画	北九州市八幡東区東田一丁目地内
舞ヶ丘地区地区計画	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目及び大字横代地内
北九州学術研究都市南部地区地区計画	北九州市若松区小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、ひびきの、塩屋二丁目及び塩屋三丁目並びに北九州市八幡西区本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、浅川学園台三丁目及び光貞台二丁目地内
乙丸地区地区計画	北九州市若松区花野路一丁目、花野路二丁目及び花野路三丁目地内
上葛原西地区地区計画	北九州市小倉南区上葛原一丁目及び上葛原二丁目地内

陣原駅南口地区地区計画	北九州市八幡西区陣原一丁目、陣原三丁目及び陣原四丁目地内
上葛原東地区地区計画	北九州市小倉南区上葛原一丁目、上葛原二丁目及び葛原元町三丁目地内
東鞆ヶ谷町南地区地区計画	北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町地内
北九州テクノパーク八幡西地区地区計画	北九州市八幡西区森下町及び若葉三丁目地内
空港北町地区地区計画	北九州市小倉南区空港北町2番地内
若松南海岸通り地区地区計画	北九州市若松区本町一丁目地内
吉志北地区地区計画	北九州市門司区吉志一丁目及び吉志新町三丁目地内
吉田にれの木坂地区地区計画	北九州市小倉南区吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、沼本町四丁目、中吉田一丁目、上吉田一丁目及び大字吉田地内
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区下曾根二丁目及び曾根北町地内
大里本町地区地区計画	北九州市門司区大里本町三丁目及び松原一丁目地内
湯川地区地区計画	北九州市小倉南区湯川三丁目地内
山路松尾町地区地区計画	北九州市八幡東区山路松尾町及び松尾町地内
幸神・岸の浦地区地区計画	北九州市八幡西区幸神一丁目及び岸の浦一丁目地内
泉台地区地区計画	北九州市小倉北区泉台一丁目及び泉台二丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 変更の期日

平成30年4月1日

北九州市告示第103号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 中間検査を行う区域

北九州市全域

2 中間検査を行う期間

平成30年5月1日から平成35年4月30日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

中間検査を行う建築物は、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造、用途又は規模の建築物で、平成30年5月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請があったものとする。

(1) 主要構造部（屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造とした建築物で、住宅（兼用住宅、共同住宅及び長屋を含む。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもの

(2) 地階を除く階数が3以上の建築物で、かつ延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(3) 地階を除く階数が2以下の建築物で、かつ延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの

4 中間検査を行う建築物のうち適用除外する建築物

(1) 法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物

(2) 法第85条第1項に規定する応急仮設建築物（防火地域内に建築するものに限る。）又は同条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物

(3) 法第6条の4第1項第1号又は第2号に掲げる建築物

(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の住宅性能評価を受ける建築物（建設された住宅について、住宅性能評価を受けるものに限る。）

5 指定する特定工程及び指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する工程

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
--------	------	----------

木造（地階を除く階数が3以上の建築物で500平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が2以下の建築物で1,000平方メートルを超えるものに限る。）	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事
木造以外の構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事
備考 1 木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。 2 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。		

(2) 建方工事に関する工程

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根工事の工程	土台、柱、はり及び筋かいを覆う床、壁又は天井を設ける工事（枠組壁工法の場合を除く。）
		枠組みを覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事（枠組壁工法の場合に限る。）
鉄骨造	1階の鉄骨部分の建方工事の工程	1階の柱、はり、斜材などの接合部分を覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コ	地階を除く階数が1の建築物の場合	1階の柱、はり及び屋根版を覆うコンクリー

コンクリート造	は、1階の柱、はり及び屋根の配筋工事の工程	ト打設工事
	地階を除く階数が2以上の建築物の場合は、1階の柱、はり及び2階の床の配筋工事の工程	1階の柱、はり及び2階の床の配筋を覆うコンクリート打設工事
その他の構造	指定しない。	指定しない。
<p>備考</p> <p>1 木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。</p> <p>2 枠組壁工法とは、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。</p> <p>3 木造以外の2以上の構造を併用する場合は、1階の床面積のうち、それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計が最大となる構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。ただし、その最大となる構造が2以上となるものについては、特定工程に係る工事を最初に完了する部分の構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。</p> <p>4 建物の規模、敷地又は周辺の状態により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。</p>		

北九州市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6766	西折尾町 15号線	八幡西区西折尾町821番3 5地先から 八幡西区西折尾町894番1 50地先まで	6.0 ～ 9.0	232.0
6767	西折尾町 16号線	八幡西区西折尾町894番1 19地先から 八幡西区西折尾町894番1 36地先まで	6.0	38.0

北九州市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
6766	西折尾町 15号線	八幡西区西折尾町821番35 地先から 八幡西区西折尾町894番15 0地先まで	平成30年4月1 日
6767	西折尾町 16号線	八幡西区西折尾町894番11 9地先から 八幡西区西折尾町894番13 6地先まで	平成30年4月1 日

北九州市告示第106号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道枝光31号線	北九州市八幡東区枝光二丁目1748番6地先から 北九州市八幡東区大字枝光1777番8地先まで
市道枝光33号線	北九州市八幡東区大字枝光1777番5地先から 北九州市八幡東区東田五丁目740番9地先まで
市道枝光34号線	北九州市八幡東区大字枝光740番57地先から 北九州市八幡東区東田五丁目740番16地先まで
市道枝光39号線	北九州市八幡東区東田五丁目1番107地先から 北九州市八幡東区東田五丁目740番44地先まで
市道西港町17号線	北九州市小倉北区西港町123番1地先から 北九州市小倉北区西港町122番18地先まで
市道西港町23号線	北九州市小倉北区西港町125番8地先から 北九州市小倉北区西港町122番19地先まで

2 指定する期日 平成30年4月1日

北九州市公告第187号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
競艇出走表 138万3,000枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月20日
- 4 落札者の名称及び住所
阪本印刷株式会社
北九州市若松区南二島二丁目14番10号
- 5 落札金額
1枚当たりの金額
(1) 本場出走表（1色刷版） 32円
(2) 本場出走表（4色刷版） 34円
(3) 場外出走表 31円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成30年2月7日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「北九州市都市計画マスタープラン」という。）を改定したので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 北九州市都市計画マスタープランの公表の日

平成30年3月30日

2 北九州市都市計画マスタープランの公表の方法

北九州市建築都市局計画部都市計画課のホームページ（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07900278.html>）に掲載するとともに、同課（北九州市小倉北区域内1番1号）に備え付けて、一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 189 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 6 項ただし書の規定による許可の申請の提出に伴い、同条第 14 項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第 15 項の規定により公告する。

平成 30 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
コスモ石油プロパティサービス株式会社
代表取締役 田島義之

(2) 敷地の位置

北九州市八幡西区西曲里町 13-2、13-6、13-7、13-8 及び 13-11

(3) 用途地域

第二種住居地域

(4) 建築物の主要用途

給油所

(5) 工事種別

増築及び用途変更

2 意見の聴取の期日

平成 30 年 4 月 6 日（金）午後 2 時から

3 意見の聴取の場所

北九州市八幡西区幸神四丁目 3 番 1 号
北九州市立熊西市民センター 会議室 1

北九州市公告第190号

都市公園を廃止するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
3523	北九州市立又田公園	北九州市八幡西区 楠北三丁目20番	北九州市八幡西区 楠北三丁目20番 の一部

2 廃止の期日

平成30年3月30日

なお、廃止に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第191号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4799	北九州市立上吉田一丁目南公園	北九州市小倉南区 上吉田一丁目10番	北九州市小倉南区 上吉田一丁目10番の一部
4800	北九州市立湯川三丁目公園	北九州市小倉南区 湯川三丁目7番	北九州市小倉南区 湯川三丁目7番の一部
4801	北九州市立楠北又田公園	北九州市八幡西区 楠北三丁目9番	北九州市八幡西区 楠北三丁目9番の一部
4802	北九州市立光明二丁目公園	北九州市八幡西区 光明二丁目10番	北九州市八幡西区 光明二丁目10番の一部

2 供用開始の期日

平成30年3月30日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 1 9 2 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 4 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4 0 7 6	北九州市立金剛中央公園	北九州市八幡西区 大字楠橋、大字金剛、 大字野面及び金剛三丁目 1 番	北九州市八幡西区 金剛三丁目 1 番の一部

2 変更の期日

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市訓令第 2 号

庁中一般

北九州市守衛服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市守衛服務規程を廃止する訓令

北九州市守衛服務規程（昭和 47 年北九州市訓令第 1 号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市上下水道局長 有田 仁 志

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する
規程

(北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程(平成11年北九州市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条 下水道部下水道計画課の項中 「下水道計画係」を「下水道計画
下水道資産活用係」
係」に改める。

第2条 総務経営部営業課^{営業第一係}の項第8号中「限る」の次に「。次号
^{営業第二係}
及び第10号において同じ」を加え、同項第9号中「(営業第二係に限る。
)」を削り、同項に次の1号を加える。

(10) 水洗便所改造助成金及び水洗便所改造貸付金に関するこ
と。

第2条 総務経営部広域事業課資産活用係の項第2号中「固定資産(」の次
に「水道事業及び工業用水道事業の固定資産にあつては、」を加え、「(水
道事業及び工業用水道事業に係るものに限る。次号から第12号までにおい
て同じ。)」を削り、同項に次の1号を加える。

(13) 建設仮勘定の管理の統括に関すること(下水道事業に係
るものに限る。))。

第2条 総務経営部広域事業課広域計画係の項各号中「水道事業の」を削り
、同条下水道部下水道計画課下水道資産活用係の項を削り、同条<sup>東部工事事
西部工事事</sup>

^{事務所}管理課管理係の項第6号を削り、同条<sup>東部工事事務所
西部工事事務所</sup>管理課給水係の項
に次の1号を加える。

(6) 量水器の管理に関すること。

(北九州市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局会計規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第
12号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「並びに収納金」を「、収納金」に改め、「出納及び保管の事務」の次に「、水洗便所改造資金貸付金の回収金の収納及び保管の事務並びに当該回収金に係る収納金のうち過納又は誤納となった金額を還付するために資金前渡される現金（以下「水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金」という。）及び釣銭準備金の出納及び保管の事務」を加え、同条第8項中「水洗便所改造資金貸付金の回収金の収納及び保管の事務並びに当該回収金に係る収納金のうち過納又は誤納となった金額を還付するために資金前渡される現金（以下「水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金」という。）及び釣銭準備金の出納及び保管の事務並びに」を削る。

第4条の2中「並びに還付準備金」を「、還付準備金」に改め、「出納及び保管の事務」の次に「、水洗便所改造資金貸付金の回収金の収納及び保管の事務並びに水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務」を加える。

第4条の3中「水洗便所改造資金貸付金の回収金の収納及び保管の事務並びに水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務並びに」を削る。

第5条の2第2項中「下水道資産活用係及び」及び「これらを」を削り、同条第3項中「、還付準備金及び釣銭準備金に関する事務」の次に「並びに水洗便所改造資金貸付金の回収金、水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金及び釣銭準備金に関する事務」を加え、「水洗便所改造資金貸付金の回収金、水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金及び釣銭準備金に関する事務並びに」を削る。

第86条第2項中「、無形固定資産及び投資（水洗便所改造資金等貸付金に限る。）は保全担当課長」を「及び無形固定資産は広域事業課長」に改め、「経営企画課長が」の次に「、投資（水洗便所改造資金等貸付金に限る。）は営業課長が」を加える。

第87条第2項中「水道事業又は工業用水道事業に係るものは広域事業課長と、下水道事業に係るものは保全担当課長」を「広域事業課長」に改める。

第94条第2項中「下水道計画課長」を「広域事業課長」に改める。

第95条中「未完成工事報告書を作成し」を削り、「下水道計画課長に送付」を「広域事業課長に報告」に改める。

第97条、第98条及び第100条中「保全担当課長」を「広域事業課長」に改める。

第101条中「及び保全担当課長」を削る。

第102条第1項中「水道事業又は工業用水道事業に係るものは広域事業課長に、下水道事業に係るものは保全担当課長」を「広域事業課長」に改め、同条第2項中「及び保全担当課長」を削る。

第103条中「水道事業又は工業用水道事業に係る固定資産は広域事業課長が、下水道事業に係る固定資産は保全担当課長が」を「広域事業課長は」に改める。

第105条第2項を削る。

第108条第1項及び第2項各号列記以外の部分、第112条第2項並びに第113条第2項中「保全担当課長」を「広域事業課長」に改める。

第115条第1項中「の副本」を削り、同条第2項中「、無形固定資産及び」を「及び無形固定資産は広域事業課長が、」に、「保全担当課長」を「営業課長」に改め、同条第3項を削る。

第116条中「保全担当課長」を「広域事業課長」に改める。

第117条各号列記以外の部分中「及び保全担当課長は、固定資産整理簿」を「は固定資産整理簿に、広域事業課長は固定資産台帳」に改める。

(北九州市上下水道局事務専決規程の一部改正)

第3条 北九州市上下水道局事務専決規程(昭和43年北九州市水道局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「水道事業及び工業用水道事業に係る」を削り、同条第6項に次の1号を加える。

(8) 北九州市上下水道局水洗便所改造助成金貸付金交付等要綱(平成24年北九州市水道局告示第3号)の規定による助成金及び貸付金の執行に関すること。

第3条第9項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を削る。

(北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部改正)

第4条 北九州市上下水道局公有財産管理規程(昭和55年北九州市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「公有財産主管課長(水道事業又は工業用水道事業に属する公有財産については広域事業課長とし、下水道事業に属する公有財産については保全担当課長とする。以下同じ。)」を「広域事業課長」に改める。

第6条、第12条、第18条及び第21条第1項中「公有財産主管課長」を「広域事業課長」に改める。

第50条第1項中「別に定める様式により正副2部作成するものとし、公有財産主管課長がその正本を、各課長がその副本を」を「広域事業課長が」

に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「公有財産主管課長」を「広域事業課長」に改める。

(北九州市上下水道局自動車管理規程の一部改正)

第5条 北九州市上下水道局自動車管理規程(昭和61年北九州市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「自動車主管課長(水道事業又は工業用水道事業に属する自動車については広域事業課長とし、下水道事業に属する自動車については保全担当課長とする。)」を「広域事業課長」に改める。

別表中「及び保全担当課長」を削る。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。
。

平成30年3月30日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第12項第11号中「200万円」を「250万円」に改め、「（変更後の請負金額が250万円以下のものに限る。）」を削る。

別表第2の（7） 委託料の執行の項中「第18条」を「第17条」に改める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
。

平成30年3月30日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

北九州市上下水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局庁内管理規程（昭和47年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

第8条	管理責任者、守衛	管理責任者	を
第12条第4号	管理補助者、室内管理者、守衛	管理補助者	

「

第12条第4号	管理補助者、室内管理者	管理補助者	に
---------	-------------	-------	---

」

改める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

北九州市上下水道局長 有田仁志

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
M-163	アイランドガス株式会社	大楠健司	北九州市小倉南区 下石田二丁目12 番22号	平成30年 3月30日
F-189	株式会社五大企画	矢野真子	福岡市博多区博多 駅東一丁目11番 5号	平成30年 3月30日

北九州市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
F-152	進興設備工業 株式会社	大野史朗	福岡市南区玉川 町4番2号	平成30年 3月30日

北九州市上下水道局公告第28号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月30日

北九州市上下水道局長 有田 仁 志

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

新町浄化センター他2浄化センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区松原三丁目6番1号

新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

曾根浄化センター

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北湊浄化センター

(5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審

査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年4月20日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 公告の日から平成30年5月18日まで（日曜日等及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01301018.html>）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年4月20日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に公告の日から平成30年4月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年5月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室
- イ 日時 平成30年5月18日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒 8 0 3 - 8 5 1 0 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 8 5

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Shinmachi Treatment Plant and other 2 Treatment Plants

(2) Deadline of Tender(by hand)

1:30p.m., May 18, 2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 17, 2018

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第29号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月30日

北九州市上下水道局長 有田 仁 志

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

藤田ポンプ場他1ポンプ場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡西区大字藤田2292番地の5

藤田ポンプ場

北九州市小倉北区東港一丁目1番18号

港町ポンプ場

(5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年4月20日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 公告の日から平成30年5月18日まで（日曜日等及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01301018.html>）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年4月20日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に公告の日から平成30年4月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年5月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成30年5月18日午後1時45分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Fujita Pumping Station and other 1 Pumping Station

(2) Deadline of Tender(by hand)

1:45p.m., May 18, 2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 17, 2018

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市交通局管理規程第 1 号

北九州市交通局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

北九州市交通局長 吉 田 茂 人

北九州市交通局庁内管理規程の一部を改正する規程

北九州市交通局庁内管理規程（昭和 50 年北九州市交通局管理規程第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

第 2 条第 1 号及び第 7 号、 第 13 条並びに第 15 条	市長	交通局長
第 8 条	管理責任者、守衛	管理責任者

」

を

「

第 2 条第 1 号及び第 7 号、 第 13 条並びに第 15 条	市長	交通局長
---------------------------------------	----	------

」

に、

「室内管理者、守衛」を「室内管理者」に改める。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市病院局管理規程第3号

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市病院局事務分掌規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

付則第4項から第7項までの規定中「4人」を「5人」に改める。

付則第8項中「3人の副院長が欠けたとき」の次に「、副院長を5人置いた場合においては1人、2人、3人若しくは4人の副院長に事故があるとき、又は1人、2人、3人若しくは4人の副院長が欠けたとき」を加える。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第4号

北九州市病院局事務専決規程及び北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局事務専決規程及び北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程

(北九州市病院局事務専決規程の一部改正)

第1条 北九州市病院局事務専決規程(昭和42年北九州市病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条病院局工事契約担当課長専決事項の項第1号中「200万円」を「250万円」に、「限り、経営課長の専決事項とされたものを除く」を「限る」に改める。

別表第2の(1)支出負担行為に関することの項中

「
〔経営課長〕
200～
(当該工事の契約の変更については250～)
」を「
〔経営課長〕
250～
」に

改める。

(北九州市立病院長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市立病院長以下専決規程(昭和42年北九州市病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「200万円」を「250万円」に、「限り、管理課長の専決事項とされたものを除く」を「限る」に改める。

別表第2の(1)支出負担行為に関することの項中

「
〔管理課長〕
200～
(当該工事の契約の変更については250～)
」を「
〔管理課長〕
250～
」に

改める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第5号

北九州市病院局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局庁内管理規程の一部を改正する規程

北九州市病院局庁内管理規程（昭和47年北九州市病院局管理規程第7号）
の一部を次のように改正する。

第3条の表中

規則第8条	管理責任者、守衛	管理責任者	を
規則第12条	室内責任者、守衛	室内管理者	
規則第14条	当該予定物を所管する局の長	病院局長	

」

規則第14条	当該予定物を所管する局の長	病院局長	に
--------	---------------	------	---

」

改める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第1号

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程

(組織)

第1条 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例(平成29年北九州市条例第38号)第5条に定める公営競技局の組織は、次のとおりとする。

総務課

庶務係

人事係

経理係

競輪事業課

管理係

施設係

警備対策係

ボートレース事業課

企画係

業務係

施設係

警備対策係

整備係

(事務分掌)

第2条 前条の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

庶務係

- (1) 局、課の庶務に関すること。
- (2) 局内事務の連絡調整に関すること。
- (3) 市議会議案に関すること。
- (4) 規程その他重要な文書の審査に関すること。
- (5) 公告式及び局内令達に関すること。
- (6) 文書等の收受、発送及び保存の総括に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) その他他課他係の所管に属しないこと。

人事係

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
- (2) 職員の表彰に関する事。
- (3) 組織及び職務権限に関する事。
- (4) 職員の定数及び配置に関する事。
- (5) 人事考課に関する事。
- (6) 職員の人材育成に関する事。
- (7) 職員の安全及び衛生の管理に関する事。
- (8) 職員の給与に関する事。
- (9) 職員の福利厚生に関する事。
- (10) モーターボート競走臨時従事員の任免、賃金及び手当の支給並びに福利厚生に関する事。
- (11) 労働組合に関する事。
- (12) 職員の児童手当及び子ども手当に関する事。

経理係

- (1) 事業経営の企画、調査及び研究に関する事。
- (2) 財政計画に関する事。
- (3) 事業の統計に関する事。
- (4) 予算の編成及び執行管理に関する事。
- (5) 決算に関する事。
- (6) 業務状況説明書類の作成に関する事。
- (7) 企業債に関する事。
- (8) 固定資産の管理の総括に関する事。
- (9) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (10) 一時借入金に関する事。
- (11) 現金、有価証券及び担保物件の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) 収入及び支出の審査に関する事。
- (14) 入札参加資格の審査及び登録に関する事。
- (15) 物品等供給契約に関する事。
- (16) その他財務に関する事。

競輪事業課

管理係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 競輪の開催計画及び実施（他係の所管に属するものを除く。）に関する事。

- (3) 競輪の広報宣伝計画及びファンサービスに関する事。
- (4) 競輪関係団体との連絡調整に関する事。
- (5) 北九州メディアドームの運営及び利用促進に関する事。
- (6) 競輪実施事務等包括委託事業に関する事。

施設係

- (1) 施設改善計画及び施設の維持管理に関する事。

警備対策係

- (1) 施設の保安に関する事。
- (2) 違反行為の取締りに関する事。

ボートレース事業課

企画係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) モーターボート競走の開催計画及び実施（他係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) モーターボート競走の広報宣伝計画及びファンサービスに関する事。
- (4) モーターボート競走関係団体との連絡調整に関する事。

業務係

- (1) モーターボート競走の投票業務に関する事。
- (2) モーターボート競走臨時従事員の配置に関する事。

施設係

- (1) 施設改善計画及び施設の維持管理に関する事。

警備対策係

- (1) 施設の保安に関する事。
- (2) 違反行為の取締りに関する事。

整備係

- (1) エンジン及びボートの整備、修繕、点検及び保管に関する事。
- (2) 艇庫に関する事。
- (3) エンジン及びボートの諸統計に関する事。

(局次長等)

第3条 局に局次長、工事に係る契約事務を担当する担当部長（以下「工事契約担当部長」という。）、給与事務等を担当する担当課長（以下「給与担当課長」という。）及び工事に係る契約事務を担当する担当課長（以下「工事契約担当課長」という。）、課に課長、係に係長を置く。

2 特に必要があるときは、担当理事、担当部長（工事契約担当部長を除く。）、担当課長（給与担当課長及び工事契約担当課長を除く。）、担当係長、局付及び課付を置く。

（充てる職等）

第4条 工事契約担当部長には、技術監理局契約部長をもって充てる。

2 給与担当課長には総務局人事部給与課長を、工事契約担当課長には技術監理局契約部契約課長をもって充てる。

（職務）

第5条 局次長、課長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当理事、担当部長、担当課長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 局付及び課付は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（代理）

第6条 局次長（工事契約担当部長を含む。以下同じ。）に事故があるとき、又は局次長が欠けたときは、主管課長又は主管の担当課長がその職務を代理する。

2 課長（給与担当課長及び工事契約担当課長を含む。以下同じ。）に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、主管係長又は主管の担当係長がその職務を代理する。

（専決）

第7条 局次長及び課長は、別に定める事項を専決することができる。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第2号

北九州市競輪競艇整備基金条例施行規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市競輪競艇整備基金条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市競輪競艇整備基金条例（平成3年北九州市条例第31号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(帳簿)

第2条 管理者は、台帳を備え、北九州市競輪競艇整備基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第3号

北九州市公営競技局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項又は北九州市行政手続条例（平成8年北九州市条例第4号）第13条第1項の規定に基づき公営競技局長又は公営競技局長の権限に属する事務を委任された者が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関しては、北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年北九州市規則第52号）の規定を準用する。この場合において、同規則第1条第1項中「規則」とあるのは「規程」と、「市長」とあるのは「公営競技局長」と、同条第2項中「この規則」とあるのは「この規程」と、「及び規則」とあるのは「及び北九州市公営競技局管理規程」と、同規則第19条中「規則」とあるのは「規程」と、「総務局長」とあるのは「公営競技局長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第4号

北九州市公営競技局統計事務規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局統計事務規程

(目的)

第1条 この規程は、北九州市公営競技局において行う統計事務について必要な事項を定めることにより、統計資料の効果的活用を図ることを目的とする。

(統計事務の総括)

第2条 総務課長は、統計事務を総括する。

(定例的統計事務)

第3条 各課の長は、定例的な統計資料を作成しなければならない。

2 前項の定例的な統計資料の種類、作成担当課、部数、配布先及び配布期日は、別に公営競技局長が定める。

(合議)

第4条 各課の長は、前条第1項の定例的な統計資料以外のもので、調査を必要とする統計資料を作成しようとするときは、あらかじめその内容を明らかにして総務課長に合議しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により合議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは調整を図るものとする。

(整理保管)

第5条 各課の長は、統計事務に関し、次に掲げる事務を処理する。

(1) 統計資料の整理保管に関すること。

(2) 統計事務の指導改善に関すること。

(資料の送付)

第6条 各課の長は、第4条第1項の規定により作成した統計資料又は他から寄贈を受けた統計に関する資料の一部を総務課長に送付しなければならない。ただし、総務課長が送付できないことにつき理由があると認めるものについては、その名称及び概要を文書で通知しなければならない。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第5号

北九州市公営競技局契約規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局契約規程

北九州市公営競技局の業務に関して売買、貸借、請負その他の契約を行う場合においては、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「公営競技局長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第6号

北九州市公営競技局文書管理規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局文書管理規程

北九州市公営競技局における文書等（職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。）の取扱いについては、北九州市文書管理規則（平成14年北九州市規則第26号）の規定の例による。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第7号

北九州市公営競技局公印規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局公印規程

(趣旨)

第1条 北九州市公営競技局における公印の種類、保管、使用等について必要な事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公印の管理)

第2条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならない。

(公印の種類及び種別)

第3条 公印は、庁印及び職印の2種類とし、庁印は庁名をもって発する文書に、職印は職名をもって発する文書に用いる。

2 公印は、一般公印及び専用公印とする。

3 専用公印は、特定された用途に限り使用し、一般公印は、専用公印を使用すべき場合を除き使用するものとする。

(公印保管者)

第4条 公印保管の責に任ずるため、公印保管者（以下「保管者」という。）を置く。

(公印の名称、書体等)

第5条 公印の名称、書体、寸法、ひな型番号、使途、保管者及び保管場所は、別表第1のとおりとし、そのひな型は、別表第2のとおりとする。

(公印取扱責任者)

第6条 保管者は、必要と認めるときは、公印取扱責任者（以下この条及び次条において「取扱責任者」という。）を置くことができる。

2 保管者は、取扱責任者を置いたときは、速やかにその職及び氏名を総務課長に通知しなければならない。

3 取扱責任者は、保管者の命を受け、公印の保管その他公印に関する事務に従事する。

(押印手続)

第7条 公印の押印を求めようとするときは、押印を必要とする文書及び決裁を受けた起案の文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（次項において「決裁済みの起案文書」という。）を保管者又は取扱責任者に提示

しなければならない。

2 保管者又は取扱責任者は、前項の規定により提示された文書について必要な審査をした後、当該文書に明瞭かつ正確に押印するとともに決裁済みの起案文書に公印使用済みの表示をしなければならない。

3 公印は、保管者の指定する場所において使用しなければならない。

(公印の刷込み)

第8条 公印は、特に必要があると認めるときは、これを刷り込むことができる。

2 公印を刷りこもうとするときは、総務課長に合議しなければならない。

3 保管者は、刷込みに使用した印影と原版を直ちに廃棄しなければならない。ただし、保管者が原版を再び使用する必要があると認めたときは、これを保管することができる。

(電子印)

第9条 電子計算機を利用して通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの(以下この条において「電子印」という。)を公印として使用することができる。

2 前条第2項の規定は、電子印を公印とするときについて準用する。

3 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去し、総務課長へ報告するものとする。

(臨時代理等の公印の使用)

第10条 公営競技局長(次条、第14条及び第16条において「局長」という。)等に事故があるため、他の者が臨時代理、事務取扱等により、その職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。

(新調、改刻及び廃止)

第11条 公印を新調、改刻又は廃止(次項及び次条において「新調等」という。)をしようとするときは、総務課長を経て局長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印の新調等があったときは、公印新調(改刻、廃止)書により速やかに総務課長に通知しなければならない。

3 総務課長は、前項の規定により通知を受けた公印新調(改刻、廃止)書について審査した後、公印の廃止の場合を除き、これを保管者に返還しなければならない。

(公印台帳等)

第12条 総務課長は、公印台帳を備え、新調等の都度必要事項を記載し、整理しなければならない。

2 保管者は、前条第3項の規定により返還された公印新調（改刻、廃止）書を備え、公印の保管について明らかにしておかなければならない。

（廃止した公印の保存及び廃棄）

第13条 廃止した公印は、使用してはならない。

2 廃止した公印は、遅滞なく所定の手続を経て総務課長に送付しなければならない。

3 総務課長は、前項の規定により送付を受けた公印を、廃止した日から起算して10年間保存しなければならない。

4 保存期限を経過した公印は、総務課長において焼却等適当な方法で廃棄処分に付さなければならない。

（事故報告）

第14条 保管者は、公印の盗難、紛失等の事故があったときは、公印事故報告書により速やかに総務課長を経て局長に報告しなければならない。

（公印管理状況等の調査）

第15条 総務課長は、公印の保管、使用状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

（委任）

第16条 この規程の施行について必要な事項は、局長が別に定める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	ひな型番号	用途	保管者	保管場所
北九州市公営競技局印	隸書	方30	1	一般公文書用	総務課長	総務課
北九州市印	隸書	方15	2	職員証用	総務課長	総務課
北九州市公営競技事業管理者印	てん書	方28	3	一般公文書用	総務課長	総務課
北九州市公営競技事業管理者職務代理者印	隸書	方28	4	一般公文書用	総務課長	総務課
北九州市公営競技局長印	隸書	方21	5	一般公文書用	総務課長	総務課
北九州市公営競技局長印	隸書	方15	5	昇給通知書用、源泉徴収票用並びに身分、通勤及び勤務の証明事務用	総務課長	総務課
北九州市公営競技局長印	隸書	方8	5	公営競技局長名をもってする総務課長が指定する帳票用	総務課長	総務課
北九州市公営競技局長印	てん書	方35	5	辞令及び表彰事務用	総務課長	総務課
競輪事業課専用北九州市公営競技局長印	隸書	方21	6	公営競技局長名をもってする競輪事業課における公文書用	競輪事業課長	競輪事業課
工事契約事務専用北九	隸書	方21	7	公営競技局工事契	公営競技局工事契	技術監理局契約部

州市公営競 技局長印				約担当部 長及び公 営競技局 工事契約 担当課長 が執行す る契約事 務用	約担当部 長	契約課
競輪開催執 務委員長印	楷書	方 2 4	8	競輪開催 事務用	競輪事業 課長	競輪事業 課
モーターボ ート競走執 行委員長印	楷書	方 2 4	9	モーター ボート競 走開催事 務用	ボートレ ース事業 課長	ボートレ ース事業 課

別表第2（第5条関係）

1	2	3	4	5																
<table border="1"> <tr><td>北九州市</td></tr> <tr><td>公 営 競</td></tr> <tr><td>技 局 印</td></tr> </table>	北九州市	公 営 競	技 局 印	<table border="1"> <tr><td>北 九 州</td></tr> <tr><td>市 印</td></tr> </table>	北 九 州	市 印	<table border="1"> <tr><td>北 九 州 市</td></tr> <tr><td>公 営 競 技 事</td></tr> <tr><td>業 管 理 者 印</td></tr> </table>	北 九 州 市	公 営 競 技 事	業 管 理 者 印	<table border="1"> <tr><td>北 九 州 市</td></tr> <tr><td>公 営 競 技</td></tr> <tr><td>事 業 管 理 者</td></tr> <tr><td>職 務 代 理 者 印</td></tr> </table>	北 九 州 市	公 営 競 技	事 業 管 理 者	職 務 代 理 者 印	<table border="1"> <tr><td>北九州市</td></tr> <tr><td>公 営 競 技</td></tr> <tr><td>局 長 印</td></tr> </table>	北九州市	公 営 競 技	局 長 印	
北九州市																				
公 営 競																				
技 局 印																				
北 九 州																				
市 印																				
北 九 州 市																				
公 営 競 技 事																				
業 管 理 者 印																				
北 九 州 市																				
公 営 競 技																				
事 業 管 理 者																				
職 務 代 理 者 印																				
北九州市																				
公 営 競 技																				
局 長 印																				
6	7	8	9																	
<table border="1"> <tr><td>競輪事業課</td></tr> <tr><td>北九州市</td></tr> <tr><td>公 営 競 技</td></tr> <tr><td>局 長 印</td></tr> <tr><td>専 用</td></tr> </table>	競輪事業課	北九州市	公 営 競 技	局 長 印	専 用	<table border="1"> <tr><td>工事契約事務</td></tr> <tr><td>北九州市</td></tr> <tr><td>公 営 競 技</td></tr> <tr><td>局 長 印</td></tr> <tr><td>専 用</td></tr> </table>	工事契約事務	北九州市	公 営 競 技	局 長 印	専 用	<table border="1"> <tr><td>北九州市 営</td></tr> <tr><td>競 輪 開 催 執</td></tr> <tr><td>務 委 員 長 印</td></tr> </table>	北九州市 営	競 輪 開 催 執	務 委 員 長 印	<table border="1"> <tr><td>北九州市 営</td></tr> <tr><td>モーターボート競走</td></tr> <tr><td>執行委員長印</td></tr> </table>	北九州市 営	モーターボート競走	執行委員長印	
競輪事業課																				
北九州市																				
公 営 競 技																				
局 長 印																				
専 用																				
工事契約事務																				
北九州市																				
公 営 競 技																				
局 長 印																				
専 用																				
北九州市 営																				
競 輪 開 催 執																				
務 委 員 長 印																				
北九州市 営																				
モーターボート競走																				
執行委員長印																				

北九州市公営競技局管理規程第8号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び
審査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、北九州市公営競技局契約規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第5号）その他の法令等に定めがある場合を除くほか、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。以下「物品等供給契約」という。）を締結する場合の一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査、等級の格付並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 北九州市公営競技局が発注する物品等供給契約に係る一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査、等級の格付並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関しては、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第2条から第14条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項、第3項及び第4項、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条、第8条、第12条第1項	市長	公営競技局長
第4条第1項	北九州市物品等供給業者資格審査委員会	北九州市公営競技局物品等供給業者資格審査委員会
第4条第2項	技術監理局契約部長	公営競技局次長
	技術監理局契約部契約	公営競技局総務課長

	制度課長	
第7条第1項	政令	地方自治法施行令
第14条	規則	規程
	技術監理局長	公営競技局長

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、規則の規定により作成された有資格業者名簿及び指名競争入札参加資格を有すると決定した者の名簿で平成30年3月31日において効力を有するものは、この規程の規定により作成された有資格業者名簿及び指名競争入札参加資格を有すると決定した者の名簿とみなし、これらの名簿の有効期限は、同年9月30日とする。
- 3 この規程の施行の際、規則の規定によりなされた指名競争入札参加資格の決定又は指名競争入札参加資格を有する者の格付で平成30年3月31日において効力を有するものは、同年9月30日までの間は、この規程の相当規定によりなされた指名競争入札参加資格の決定又は指名競争入札参加資格を有する者の格付とみなす。

北九州市公営競技局管理規程第9号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、北九州市公営競技局契約規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第5号）その他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、北九州市公営競技局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約を締結する場合の一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査、等級の格付並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査、等級の格付並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関しては、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第2条から第17条まで及び別表の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	市	北九州市公営競技局
第3条	契約規則	北九州市公営競技局契約規程において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）
第3条及び第8条第1項	法	建設業法
	政令	地方自治法施行令
第4条第1項、第3項及び第4項、第6	市長	公営競技局長

条、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第10条第1項、第12条第2項並びに第14条第1項、第3項及び第4項		
第5条第1項	北九州市建設業者資格審査委員会	北九州市公営競技局建設業者資格審査委員会
第5条第2項	委員長は北九州市副市長事務分担規則（昭和42年北九州市規則第30号）第2条に規定する技術監理局に属する事務を担当する副市長、副委員長は技術監理局長	委員長は公営競技局長、副委員長は公営競技局次長
第7条第1項	以下この条、次条及び第9条において	以下
第10条第2項	北九州市建設業者競争参加資格委員会	北九州市公営競技局建設業者競争参加資格委員会
第15条第1項	北九州市建設工事等業者選定委員会	北九州市公営競技局建設工事等業者選定委員会
第17条	規則	規程
	技術監理局長	公営競技局長

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、規則の規定により作成された有資格業者名簿及び指名競争有資格業者名簿で平成30年3月31日において効力を有するものは、この規程の規定により作成された有資格業者名簿及び指名競争有資格業者名簿とみなし、これらの名簿の有効期限は、平成31年5月31日とする。
- 3 この規程の施行の際、規則の規定によりなされた指名競争入札参加資格の決定又は等級別格付で平成30年3月31日において効力を有するものは、平成31年5月31日までの間は、この規程の相当規定によりなされた指名競争入札参加資格の決定又は等級別格付とみなす。

北九州市公営競技局管理規程第10号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、北九州市公営競技局契約規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第5号）その他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を締結する場合の一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を締結する場合の一般競争入札の参加資格及びその審査、指名競争入札の参加資格及びその審査並びに指名基準並びに随意契約の相手方の選定に関しては、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第2条から第15条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	市	北九州市公営競技局
第3条	契約規則	北九州市公営競技局契約規程において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）
第4条第1項、第3項及び第4項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、	市長	公営競技局長

第9条、第10条第1項並びに第12条第1項		
第5条	北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則	北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則
	北九州市建設業者資格審査委員会	北九州市公営競技局建設業者資格審査委員会
第7条第1項	以下この条、次条及び第9条において	以下
第8条第1項	政令	地方自治法施行令
第10条第2項	北九州市建設業者競争参加資格委員会	北九州市公営競技局建設業者競争参加資格委員会
第13条	北九州市建設工事等業者選定委員会	北九州市公営競技局建設工事等業者選定委員会
第15条	規則	規程
	技術監理局長	公営競技局長

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、規則の規定により作成された有資格業者名簿で平成30年3月31日において効力を有するものは、この規程の相当規定により作成された有資格業者名簿とみなし、当該名簿の有効期限は、同年9月30日とする。

北九州市公営競技局管理規程第11号

北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北橋健治

北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約に関する事務の取扱いに関し、北九州市公営競技局契約規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第5号）、北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）、北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）及び北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 特例政令の規定が適用される調達契約に関する事務の取扱いに関しては、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第2条から第17条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条及び第17条	規則	規程
第3条、第4条、第6条第1項、第8条、第11条、第12条第1項、第14条及び第15条	市長	公営競技局長
第4条及び第7条第1項	建設工事資格審査規則	北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審

		査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）
	測量業務等資格審査規則	北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）
第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第10条、第10条の2及び第13条	契約規則	北九州市公営競技局契約規程において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）
第7条第1項	物品等資格審査規則	北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）
第10条	規則で定める事項	文書において説明する事項
第16条	各局室長	各課長
第16条及び第17条	技術監理局長	公営競技局長

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第12号

北九州市公営競技局長代理規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局長代理規程

公営競技局長（以下「局長」という。）に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、次の職にある者がその順序に従い局長の職務を代理する。

公営競技局次長

公営競技局総務課長

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第13号

北九州市公営競技局庁内管理規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局庁内管理規程

(目的)

第1条 この規程は、庁内の管理について必要な事項を定めることにより、庁内の秩序の維持及び災害の防止を図り、もって公務の正常な運営を確保することを目的とする。

(管理責任者)

第2条 庁内及び予定物の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、小倉競輪場にあつては競輪事業課長、若松モーターボート競走場にあつてはボートレース事業課長をもって充てる。

(準用規定)

第3条 この規程に定めるもののほか、庁内の管理については、北九州市庁内管理規則（昭和47年北九州市規則第18号）第2条、第4条及び第7条から第15条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条及び第15条	この規則	この規程
第2条第1号及び第7号、第13条並びに第15条	市長	公営競技局長
第8条	管理責任者、守衛	管理責任者
第12条第4号	管理補助者、室内管理者、守衛	管理補助者
第14条	第3条、第4条	第4条

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に、北九州市庁内管理規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によってしたものとみなす。

北九州市公営競技局管理規程第14号

北九州市公営競技局職員証に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局職員証に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公営競技局に勤務する職員（臨時的任用職員その他公営競技局長が定める職員を除く。以下「職員」という。）に対し発行する職員証について、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員証については、北九州市職員証に関する規程（昭和43年北九州市訓令第21号。以下「訓令」という。）第2条から第8条まで及び第1号様式から第3号様式までの規定を準用する。この場合において、第2条、第4条、第6条から第8条までの規定及び第1号様式から第3号様式までの規定中「総務局長」とあるのは「公営競技局長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に訓令に基づく職員証の発行を受けている職員の当該職員証については、この規程に基づき発行されたものとみなす。

3 前項の規定の適用がある場合における当該職員証の有効期間のうちこの規程の施行の日の前日までの期間は、この規程に基づく有効期間のうち既に経過した期間とみなす。

北九州市公営競技局管理規程第15号

北九州市公営競技局職員の名札着用に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局職員の名札着用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公営競技局に勤務する職員（公営競技局長が別に定める職員を除く。以下「職員」という。）の名札着用について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の名札着用については、北九州市職員の名札着用に関する規程（昭和43年北九州市訓令第23号）第3条から第7条まで及び別記様式の規定を準用する。この場合において、第4条、第7条及び別記様式中「総務局長」とあるのは「公営競技局長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第16号

北九州市公営競技局職員の被服の貸与に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局職員の被服の貸与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公営競技局に勤務する職員（臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の職務の執行上必要な被服の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の被服の貸与については、北九州市職員被服貸与規則（昭和44年北九州市規則第17号。以下「規則」という。）第2条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第2条第1項、第4条第2項、第8条、第10条及び第11条中「総務局長」とあるのは、「公営競技局長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に規則に基づき被服の貸与を受けている職員の当該被服については、この規程に基づき貸与されたものとみなす。
- 3 前項の規定の適用がある場合における当該被服の貸与期間のうちこの規程の施行の日の前日までの期間は、この規程に基づく貸与期間のうち既に経過した期間とみなす。

北九州市公営競技局管理規程第17号

北九州市公営競技局職員の職名等に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局職員の職名等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公営競技局に勤務する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。別表を除き、以下「職員」という。）の職名及び職種名について定めることを目的とする。

(職名及び職種名)

第2条 職員の職名は、別表の職名の欄に掲げるとおりとし、職種名は、同表の職種名の欄に掲げるとおりとする。

第3条 職名について、法令、条例その他の特別の定めがあるものであって、特にその必要があると認められるものについては、前条に定める職名のほか、当該名称を併せて用いることができる。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名	職種名及び職務内容	
	職種名	職務内容
職員	一般事務員	一般事務の職務
	一般技術員	一般技術の職務

北九州市公営競技局管理規程第18号

北九州市公営競技局職員の人事評価に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局職員の人事評価に関する規程

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき、公営競技局に勤務する職員に対し、人事評価を実施する。

第2条 前条の規定により実施する人事評価については、別に定めるものを除くほか、北九州市職員人事評価規程（昭和43年北九州市訓令第26号）に基づく人事評価の例による。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第19号

北九州市公営競技局職員の在籍専従許可の手續等に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局職員の在籍専従許可の手續等に関する規程

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可の手續等については、在籍専従許可の手續等に関する規程（昭和44年北九州市訓令第7号）の規定の例による。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第20号

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に伴う北九州市公営競技局職員の特別休暇の特例に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨に伴う北九州市公営競技局職員の特別休暇の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震をいう。以下同じ。）による被害が史上まれに見る甚大なものであり、また、平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨による被害が甚大なものであり、全ての国民が協力して被災者を支援する必要があることに鑑み、公営競技局職員の特別休暇の特例を定めることにより、公営競技局職員が被災者を支援するためのボランティア活動に参加しやすい勤務条件を整備することを目的とする。

(特別休暇の特例)

第2条 公営競技局職員の東日本大震災、平成28年熊本地震又は平成29年7月九州北部豪雨に係るボランティア活動を理由とする特別休暇の取扱いについては、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和38年北九州市規則第14号）第1条に規定する職員の例による。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、公営競技局長が別に定める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第21号

北九州市公営競技局職員の見舞金の支給に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局職員の見舞金の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公営競技局に勤務する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）及びその遺族に支給する公務上の災害等に対する見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第2条 職員の見舞金の支給については、北九州市職員見舞金支給規則（昭和48年北九州市規則第58号）の適用を受ける職員の例による。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第22号

北九州市公営競技局事務専決規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公営競技局事務専決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第1号）第3条第1項に規定する局次長、工事契約担当部長及び課長（給与担当課長及び工事契約担当課長を含む。）が所管する事務の専決その他事務決裁について必要な事項を定めるものとする。

(局次長の専決事項)

第2条 局次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1及び別表第2に定める局次長の専決区分に属する事項に関すること。
- (2) 照会、回答、通知、届出、申請、報告、通達等に関すること（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。
- (3) 告示、公告、公表、公示送達その他公示に関すること（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。
- (4) 訴訟、和解、調停等に関すること（定例的な経過報告に関するものに限る。）
- (5) その他前各号に準ずる事項に関すること。

(工事契約担当部長の専決事項)

第3条 工事契約担当部長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、工事契約担当課長の専決事項とされたものについては、この限りでない。

- (1) 1件5,000万円以下の工事の契約（修繕費（工事に係るものに限る。以下同じ。）、工事請負費及び委託料（工事を委託する場合に限る。以下同じ。）に属するものに限る。）に関すること。
- (2) 1件5,000万円以下の工事に係る設計委託、測量委託及び調査委託（以下「設計等委託」という。）の契約に関すること。

(課長の専決事項)

第4条 課長（給与担当課長及び工事契約担当課長を除く。）の専決事項は、次のとおりとする。ただし、給与担当課長の専決事項とされたものについては、この限りでない。

- (1) 別表第1及び別表第2に定める課長の専決区分に属する事項に関する

ること。

(2) 軽易又は定例的な照会、回答、通知、届出、申請、報告、通達等に関すること。

(3) 係長を除く所属職員の配置に関すること。

(4) その他前3号に準ずる事項に関すること。

2 前項に定めるもののほか、総務課長は、軽易又は定例的な告示、公告、公表、公示送達その他公示に関することを専決する。

3 給与担当課長は、次に掲げるものを専決する。

(1) 職員の異動に伴う給料決定に関すること。

(2) 職員の昇給に関すること。

(3) 給料の支給に関すること。

(4) 職員の手当の認定及び支給に関すること（支給の一時差止めに関するものを除く。）。

(5) 職員の退職手当の裁定及び支給に関すること（支給制限及び差止めに関するものを除く。）。

(6) 職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の規定による子ども手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定並びに支払に関すること。

(7) 職員の給与並びに児童手当及び子ども手当に関する事務に係る軽易又は定例的な照会、回答、通知、届出、申請、報告、通達等に関すること。

(8) 職員の給与並びに児童手当及び子ども手当に関する事務に係る諸証明に関すること（重要なものを除く。）。

(9) その他前2号に準ずる事項に関すること。

4 工事契約担当課長は、次に掲げるものを専決する。

(1) 1件250万円を超え、1,000万円以下の工事の契約（修繕費、工事請負費及び委託料に属するものに限る。）に関すること。

(2) 1件100万円を超え、1,000万円以下の工事に係る設計等委託の契約に関すること。

（合議）

第5条 この規程の定めるところにより専決できる事項であっても、他の課に関連を有するものについては、当該課に合議しなければならない。

（代決）

第6条 局長、局次長又は課長（給与担当課長及び工事契約担当課長を除く。）が出張又は休暇その他の事故により不在（以下「不在」という。）のときは、次に掲げる区分に従いそれぞれ定められた職員がその事案を代決する。

（1） 局長が不在のときは、局次長

（2） 局次長専決事項について、局次長が不在のときは、主管の課長

（3） 課長専決事項について、課長が不在のときは、主管の係長

（代決した場合の報告）

第7条 前条の規定により代決した場合、代決した者は、その不在者の登庁後直ちに報告しなければならない。

（異例なもの等に関する特例）

第8条 この規程に定める専決事項であっても、異例又は重要なものと認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

人事関係事務

専決事項		専決区分		備考
		局次長	課長	
任用		嘱託員	[総務課長] 臨時的任用職員	
休職		係員		
服 務	休暇の付与	課長	所属係長以下	<p>1 退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については局次長に、ボランティア活動、現住居の滅失又は損壊及び交通遮断を理由とする特別休暇の承認については総務課長に合議すること。</p> <p>2 介護休暇又は介護時間の付与期間の承認については、総務課長に合議すること。</p> <p>3 組合休暇の承認については、総務課長にあらかじめ合議すること。</p>
	自己啓発等休業の承認		[総務課長] 職員	
	配偶者同行休業の承認		[総務課長] 職員	
	育児休業の承認		[総務課長] 職員	
	育児短時間勤務の承認		[総務課長] 職員	
	育児時間の付与 部分休業の承認		所属係長以下 [総務課長] 職員	
	部分休業の承認 期間内における承認時間の変更	課長	所属係長以下	
	欠勤の承認	課長	所属係長以下	係長以下の長期（7日以上）にわたるものに

				については、局次長の承認を受けること。
	勤務時間の繰上げ及び繰下げ	課長	所属係長以下	
	休憩時間の繰上げ及び繰下げ	課長	所属係長以下	
	週休日の振替及び休日の代休日の指定	課長	所属係長以下	
	勤務命令（時間外、休日等）	局次長 課長	所属係長以下	
	職務専念義務の免除	課長	所属係長以下	重要なものについては、総務課長に合議すること。
	旅行命令	勤務地内出張	局次長 課長	所属係長以下
		宿泊を要しない出張	局次長 課長	所属係長以下
		宿泊を要する県外出張	課長	所属係長以下
公傷 公病	認定	臨時的 任用職員 嘱託員		
	支給		[総務課長] 臨時的任用職員 嘱託員	
注				
1 専決事項中、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。				
(1) 係長 係長及び担当係長				
(2) 係員 係長以上を除く職員				
2 [] 内は、専決区分を示す。				

別表第2（第2条、第4条関係）

財務関係事務

専決区分 専決事項	局次長	課長	備考
(1) 賃金、報酬等の執行		全額	法定福利費、補助交付金及び退職給与金を含む。
(2) 物品の購入又は修繕に係る決定及び契約	1,000～	200～	1 支出科目にかかわらず、物品に関するもの全部。ただし、修繕に係る決定及び契約のうち工事に係るものを除く。 2 次に掲げるものは、全額課長専決事項とする。 (1) 単価基本契約締結済みのもの (2) 価格協定基本契約締結済みのもの
(3) 物品の購入又は修繕に係る検収		全額	支出科目にかかわらず、物品に関するもの全部。ただし、修繕に係る検収のうち工事に係るものを除く。
(4) 選手費の執行	100～	20～	基本契約等により金額の定めのあるものは、全額課長専決事項とする。
(5) 旅費の執行		全額	
(6) 交際費の執行	20～		
(7) 販売促進費の執行	～200	200～	
(8) 需用費の執行	1,000～	200～	光熱水費については、全額課長専決事項とする。
(9) 食糧費の執行	100～	10～	
(10) 役務費の執行	～50	50～	郵便料及び電信電話

行				料については、全額課長専決事項とする。
(11) 委託費の執行		～200	200～	工事に係るものを除く。
(12) 使用料及び賃借料の執行		～50	50～	基本契約等により金額の定めのあるものは、全額課長専決事項とする。
(13) 雑費の執行		100～	20～	
(14) 払戻金及び返還金の執行			全額	
(15) 法定交納付金の執行			全額	
(16) 分担金の執行		～20	20～	基本契約等により金額の定めのあるものは、全額課長専決事項とする。
(17) 舟艇費の執行		～200	200～	
(18) 場外発売費の執行		全額		基本契約等により金額の定めのあるものは、全額課長専決事項とする。
(19) 工事の執行（変更を含む。）	起工	5,000～	1,200～	修繕工事を含む。
	契約		250～	設計等委託の契約を除く。
	設計等委託の契約		100～	工事に係る委託に限る。
(20) 減価償却費の執行			[総務課長] 全額	
(21) 固定資産除却費及びたな卸資産減耗費の執行			全額	
(22) 固定資産売却損の執行			全額	
(23) 元利償還金の執行			[総務課長] 全額	
(24) 租税の執行			全額	

(25) その他経費の支出	100～	20～	
(26) 支出命令に関する事。		全額	
(27) 調定及び納入通知		全額	
(28) 収入及び支出の審査に関する事。		[総務課長] 全額	
(29) 預り金及び前受金に関する事。		全額	
(30) 一時借入金に関する事。		[総務課長] 全額	
(31) 予算の配当に関する事。		[総務課長] 全額	
(32) 予算の流用に関する事。	2,000～	[総務課長] 200～	
(33) 科目更正		全額	
(34) 不用品の売却の決定及び廃棄		全額	
注			
1 []内は、専決区分を示す。			
2 数字は1件（1決裁に係るもの）の金額を示し、単位は万円とする。			
3 「1,000～」は1,000万円以下のものを、「～1,000」は1,000万円を超えるものを示す。			

北九州市議会規程第1号

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市議会議長 井上秀作

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程

北九州市議会事務局規程（昭和44年北九州市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、担当係長及び自動車運転指導員（以下「主任」という。）」を「及び担当係長」に改める。

第6条第5項を削る。

第16条第1項の表中

「

事務局長 書記	一般事務員	一般事務の職務
技手	自動車運転手	自動車の運転を行う職務

」

を

「

事務局長 書記	一般事務員	一般事務の職務
------------	-------	---------

」

に

改める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教職員部教職員課長」を「教職員部教職員給与課長」に改める。
別表中

学校（幼稚園を除く。）及 び戸畑高等専修学校	教頭（副校長を置く学校にあっては、 副校長）	を
---------------------------	---------------------------	---

学校（幼稚園を除く。）及 び戸畑高等専修学校	教頭（副校長を置く学校にあっては、 副校長）	に、
幼稚園	幼稚園長	

総務部施設課整備係長	を
学務部教職員課給与厚生係長	
学務部学校保健課給食係長	

学校支援部施設課整備係長	に
教職員部教職員給与課安全衛生係長	
学校支援部学校保健課給食係長	

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第5号

北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市教育機関事務分掌規則（昭和50年北九州市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の中央図書館奉仕課奉仕係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市教育機関庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第6号

北九州市教育機関庁内管理規則の一部を改正する規則

北九州市教育機関庁内管理規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

規則第8条	管理責任者、守衛	管理責任者	を
規則第12条第4号	管理責任者、管理補助者、室内管理者、守衛	管理責任者	

規則第12条第4号	管理責任者、管理補助者、室内管理者	管理責任者	に
-----------	-------------------	-------	---

改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則及び北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第7号

北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則及び北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(昭和38年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

(北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則(平成元年北九州市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第8号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和43年北九州市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条総務部の項に次のように加える。

子ども図書館準備室

企画係

学校図書館支援係

第1条教職員部教職員課の項中「服務争訟係」を「服務管理係」に改める。

第2条総務部の項に次のように加える。

子ども図書館準備室

企画係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 子ども図書館の開館準備に関すること。
- (3) 子ども図書館における各種イベント等の計画に関すること。

学校図書館支援係

- (1) 学校図書館の支援に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (3) 読書活動における学校との連携及び協力の推進に関すること

。

第2条教職員部教職員課の項中「服務争訟係」を「服務管理係」に改める。

第4条第3項中「課長（）」の次に「子ども図書館準備室長及び」を加える。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第9号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 8 別表第2の行政職給料表の項教職員の欄に掲げる教職員のうち職務の級4級に属する教職員に対する同表の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の5(教育長が別に定める教職員にあっては、100分の7.5)」とあるのは、「100分の10」とする。

別表第1の行政職給料表の項中

「

職務の級3級の教職員	100分の5(教育長が別に定める教職員にあっては、100分の7.5)
------------	------------------------------------

を

」

「

職務の級4級の教職員	100分の10
職務の級3級の教職員	100分の5(教育長が別に定める教職員にあっては、100分の7.5)

に

」

改め、同表の備考第1項中「及び医療職給料表(2)の項」を削り、「の属する職務の級」の次に「のうち最下位の職務の級」を加え、同表の備考第2項を同表の備考第3項とし、同表の備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この表の医療職給料表(2)の項教職員の欄に掲げる教職員の属する職務の級の1級下位の職務の級に属する教職員で教育長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている教職員の区分

に属する教職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5とする規定は、適用しない。

別表第2の行政職給料表の項中「職務の級」の次に「4級及び」を加え、同表の備考第1項中「及び医療職給料表(2)の項」を削り、「の属する職務の級」の次に「のうち最下位の職務の級」を加え、同表の備考第2項を同表の備考第3項とし、同表の備考第1項の次に次の1項を加える。

2 この表の医療職給料表(2)の項教職員の欄に掲げる教職員の属する職務の級の1級下位の職務の級に属する教職員で教育長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている教職員の区分に属する教職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5とする規定は、適用しない。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表の第3号区分の項第3号中「特3級」を「4級」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の区分は、第3号区分とする。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

区分	教育職給料表(3)級別基準職務表	教育職給料表(4)級別基準職務表	行政職給料表級別基準職務表
課長及びこれに相当する職	4級の項の職務	4級の項の職務	

務			
係長及びこれに相当する職務	3級の項の職務	3級の項の職務	4級の項の職務

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第3号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

平成30年3月30日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「課長（）」の次に「子ども図書館準備室長、」を加える。

別表の注書第1項第3号中「課長 課長」の次に「、子ども図書館準備室長」を加える。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「課長（）」の次に「子ども図書館準備室長、」を加える。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第5号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の個別の教育委員会の本庁の項中

「
〔総務部〕 人事係長
〔教職員部〕 教職員係長 人事制度係長 服務争訟係長 給与制度係長 給与支給係長 労務厚生係長 選考試験を担当する担当係長 職員団体を担当する係員
」

を

「
〔総務部〕 人事係長
〔教職員部〕 教職員係長 人事制度係長 服務管理係長 給与制度係長 給与支給係長 労務厚生係長 人材確保、人材育成及び争訟を担当する担当係長 職員団体を担当する係員
」

に

改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。